

よこはまとうぶしゅうろうしえん
横浜東部就労支援センターからのお知らせです！



お給料や雇用契約のことなど、お仕事に関する

相談会のご案内



12月といえば、もう1年の終わり。何かと年末に向けて忙しくなる季節ですね。

さて、昨年と同様に今年も10月1日に最低賃金が改定されました。神奈川県は983円から1,011円に、東京都は985円から1,013円になりました。

つきましては、この機会にご自身の給与のことや社会保険のこと、また雇用契約について、今一度確認をしてみませんか。雇用契約書で気になることがある、給与明細書の見方がよくわからない、無期転換ルールのことを詳しく知りたいなど・・・様々な疑問にお答えします。

つきましては、下記の日程でセンターを開放致しますので、ご都合のつく方はぜひご来所ください。

日時：令和元年12月17日（火曜日） 13：30～19：00

場所：横浜東部就労支援センター（神奈川県神奈川2-14-17加瀬ビル3階301号室）

今回の相談会の対象者は、当センターに利用登録されている現在就労中の方です。

予約は不要ですので、13:30～19:00の間で都合の良い時間に直接センターまでお越しください。

担当と個別相談のある方は事前に連絡をお願いいたします。

なお、当日可能な方は直近の雇用契約書と給与明細書をご持参ください。



何かご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

移転に伴い、電話番号が変わりましたので気をつけください。

TEL：045（450）5181

